

岩手県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社 きくち まさこ訪問看護ス テーション	一関市千厩町奥玉字沢前 17番地2	株式会社 きくち まさこ訪問看護ス テーション	一関市千厩町奥玉字沢前 17番地2	平成25年11月27日